

支部だより

第148号〈公46号〉[平成31年4月8日発行]

HPアドレス <http://www.seibu-takuken.jp> メールアドレス seibu@takuken.or.jp

〈埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395〉

晩春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

「支部だより」第148号を発行いたしました。皆様のご意見、ご感想をお寄せ下さい。

平成31年度（2019年度）第1回支部理事会〔支部理事数32名、支部監事数2名内、出席数31名、委任状2名〕

平成31年4月4日（木）15時00分より、支部事務所にて開催されました。

要点についてご報告いたします。

第1回支部理事会については、平成30年度事業報告（①支部事業、②地区開催事業、③業務支援委員会・青年部会事業、④不動産無料相談所等）について、詳細にわたり説明提案され、原案どおり可決決定されました。

平成30年度収支決算書(平成30年4月1日～平成31年3月31日)について、詳細にわたり説明提案されました。支部監事より監査の結果適正であることが報告され、原案どおり可決決定されました。平成30年度事業報告書及び収支決算書等は、本部総会後会員皆様にお送りいたします。

≪公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会第8回(通算第53回)定時社員総会開催のご案内≫

◆日時 令和元年5月29日（水）15時00分～

◆会場 浦和ロイヤルパインズホテル

〈議案書・総会通知・出欠(委任状)カードを5月上旬送付致しますので、確認の上、出欠(委任状)カードをご提出願います〉

●●● 重要なお知らせ ●●●

平成31年度（2019年度）会費等は、以下のとおり預金口座より振替させていただきます。

・口座振替日 令和元年7月1日（月）のみ

・振替金額 67,800円

内訳

- ・宅建協会費 4,800円×12ヶ月＝57,600円
- ・保証協会費 500円×12ヶ月＝ 6,000円
- ・埼政連会費 350円×12ヶ月＝ 4,200円（代表者個人より）

※領収証をご希望の方は、支部までお申し出下さい。

※口座振替日は、1回のみとなりますのでご注意ください。（再振替はございません）

業の廃止等を検討されている方は、早めのご対応と、支部までのご連絡をお願い致します。

4月1日以降になりますと、1年分の会費を納入していただくこととなります。

※毎年4月1日現在に会員資格を有する会員は、毎事業年度の会費全額を、6月末日までに納入しなければならない。
～定款施行規則より～

◆入会者及び退会者について（平成31年3月7日～平成31年4月8日）

[入会者] なし

[退会者]

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	(株)エム・テック 川越営業所	川越	支店廃止	2	晋栄住研	川越	廃業

会員数 658名（平成31年4月8日現在）

『平成31年度（2019年度）会員ゴルフ大会のお知らせ』

- ・日時 令和元年6月11日（火） ・会場 高坂カントリークラブ（米山コース）
- ・会費 2,000円 ・プレー費 15,000円位

※詳細は、本会員直送便に同封の「平成31年度（2019年度）会員ゴルフ大会開催のお知らせ」をご参照ください。

《お笑い芸人と弁護士による「事故物件セミナー」開催のご案内》

県西部の4支部（埼玉西部・県南・所沢・彩西支部）合同による不動産（宅建）オープンセミナーとして、お笑い芸人と弁護士をお招きして講演会を開催いたします。

専門的な研修内容とは異なります。是非お知り合いの家主様やご入居様をお誘いあわせの上、ご参加ください。

日時：令和元年5月31日（金）受付18時00分 ・開演18時30分 ・終演予定20時45分

場所：ウェスタ川越1階「多目的ホールA・B」

テーマ：第一部：弁護士 堀克巳氏 「事故物件取引の注意点」

第二部：松原タニシ氏 「事故物件に住んでみた」

第三部：阿曾山大噴火氏 「裁判傍聴のススメ」

定員：先着250名 参加：無料

※受講を希望される方は、お電話またはメールにて埼玉西部支部事務局までお申込み下さい。

電話：049-265-6390 メール：seibu@takuken.or.jp

埼玉県宅建協会・全宅保証協会「変更届」「退会届」のホームページ掲載について

上記書類につきましては、協会HPから、会員様に直接ダウンロードしていただくことが可能です。

必要書類等一覧表も掲載しておりますので、ご利用下さい。

埼玉県への宅建業免許申請・届出の書式等は、埼玉県建築安全課HPから！

〈アクセス方法〉

埼玉県庁HP→暮らし・環境→まちづくり→建築・不動産→宅地建物取引業→埼玉県/宅地建物取引業について→業者免許の申請・届出（書式ダウンロード）
※支部経由の場合は、別途必要書類がございます。

◆平成31年度（2019年度）不動産法律相談会について 於 埼玉県宅建会館

5/9・21、6/6・18、7/4・16、8/1・20、9/5・17、10/17・29、11/7・19、12/5・17

R2年1/16・28、2/6・18、3/5・17

ご相談をご希望される方は事前予約をお願い致します。 TEL：048-811-1868

◆平成31年度（2019年度）会員直送便の実施予定月

4・6・7・9・11・12・R2年1・3月（年8回）

協会HP及び埼玉県宅建NEWSには重要なお知らせを掲載しておりますのでご覧ください。

<http://www.takuken.or.jp/>

以上